

平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

子どものライフステージにおける
社会的養護サービスのあり方に関する研究

主任研究者 庄司 順一

平成 19(2007)年 3月

目 次

I. 総括研究報告	主任研究者 庄司 順一 -----	3
II. 分担研究報告		
分担研究 1 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究	分担研究者 庄司 順一 -----	7
1. 児童養護施設の小規模化に関する調査研究 －クロス分析及び自由記述の分析結果から－	尾木まりほか -----	15
2. 児童養護施設の食事環境に関する調査研究（Ⅱ） －施設の立地条件の食事環境に及ぼす影響、及び自由記述の分析－	堤ちはるほか -----	41
3. ヒアリング調査から見た小規模ケアの実態	谷口純世ほか -----	62
4. 児童養護施設の建築学的評価に関する研究	中山 豊ほか -----	72
5. 子どもの受けるサービスと職員の業務、および負担に関しての研究 －タイムスタディの二次分析から－	有村大士ほか -----	85
6. 乳児院・児童養護施設の小規模化を推進するにあたっての問題	伊藤嘉余子ほか -----	96
7. 専門里親に関する調査	澁谷昌史ほか -----	107
分担研究 2 愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発	分担研究者 藤岡 孝志 -----	119
愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発	藤岡孝志ほか -----	121
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	168

平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）（H17-子ども-004）
子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究（主任研究者：庄司順一）

総括研究報告書

子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究

主任研究者 庄 司 順 一

研究要旨：

虐待などにより、生まれた家庭で育つことのできない要保護児童の養育のあり方について関心が高まっている。本研究では、乳児院、児童養護施設など児童福祉施設とともに里親制度をも視野に入れて、子どもの社会的養護サービスのあり方について検討を行った。児童福祉学、心理学のみならず、栄養学、建築学などの学際的な研究チームにより、とくに施設における小規模ケアの意義と課題、専門里親制度のあり方、虐待を受けた子どもとその養育を支援する大人（施設職員、里親）とのアタッチメント（愛着）形成をはかるための治療的プログラムの作成を試みた。

分担研究者氏名：所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所 福祉臨床担当部長

青山学院大学 教授

藤岡孝志 日本社会事業大学 教授

A. 研究目的

わが国では、親の死亡や虐待などにより、生まれた家庭で育つことのできない要保護児童の養育は、乳児院、児童養護施設など児童福祉施設が主として担ってきた。これら施設は、戦後、戦災孤児対策として制度化されたものであり、その後の要保護児童とその家族の変化、つまり保護者がいる児童がほとんどを占めるようになり、しかもその保護者からの虐待を受けた児童が大半となつた現状に、十分対応しきれていない。こうした状況

において、社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」（平成 15 年 11 月）は、家庭的養護（里親制度）の推進や施設の小規模ケアを提言した。

他方、近年、英米では虐待を受けた児童を愛着障害としてとらえ、これに関する研究もしだいに増加しつつある。その背景には、ルーマニアなど旧社会主義国の劣悪な孤児院に収容されていた子どもたち（チャウシェスク・ベイビーということもある）が、イギリス、アメリカ、カナダなどで

国際養子縁組として養育され、これらの子どもたちの行動や社会適応についての研究がすすんだこと、および欧米の里親養育では里親家庭を転々とする場合が多く、特定の養育者とのアタッチメント関係の形成と破綻が繰り返され、その結果として子どもたちがさまざまな心理行動上の問題をあらわすことに関心がもたれたことを指摘できよう。

被虐待児やアタッチメントに問題をもつ子どもたちの研究は、従来、トラウマ（心的外傷）へのアプローチが主として検討されてきたが、最近はアタッチメントの重要さに关心が向けられるようになってきた。これらのこととは、アタッチメントの問題が、社会的養護サービスのあり方という点でも、虐待を受けた児童の治療においても中心的課題であることを示している。

本研究の目的は、子どもの社会的養護サービスのあり方、およびこれと密接な関係を有する被虐待児の援助・治療のあり方を、「アタッチメント」および「生活」という面から検討することである。具体的には、2つの分担研究班を設け、分担研究1では、施設の小規模化の意義と課題を明らかにし、分担研究2では、虐待を受けた子どもとその子どもの養育支援にあたる人（里親や施設職員）との間の愛着形成をはかり、促進するためのプログラムの作成を試みた。

B. 研究方法

研究目的を達成するために、本研究班では発達臨床心理学、児童福祉学、小児精神医学、栄養学、建築学などの領域の専門家からなる学際的な研究チームである2つの分担研究班を組織し、文献的研究、実践的研究、調査研究を行った。

分担研究1 「子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究」

本年度は、1)児童養護施設の小規模ケアの意義と課題について、昨年度実施した調査結果を施設規模との関連においてクロス集計を行うとともに、

2)建物設備についての建築学的な検討、3)食事環境についての検討、4)小規模グループケアについて施設職員へのヒアリング調査の実施、5)施設規模による職務時間とケア時間の分析、6)乳児院・児童養護施設における小規模グループケアの阻害要因の整理、7)専門里親へのアンケートを行った。

分担研究2 「愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発」

本年度は、虐待を受けた子どもとその子どもの養育支援にあたる人（里親や施設職員）との間の愛着形成をはかり、促進するためのプログラムの作成するために、プログラムを具体的に検討するとともに、関係者へのヒアリングを行い、実際に適用を試み（事例研究）、その結果をふまえてプログラムの再検討を行った。

C. 結果

分担研究1 「子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究」

研究協力者として多領域の専門家の参加を得て、下記の研究を行った。

1. 児童養護施設の小規模化に関する調査研究
—クロス分析及び自由記述の分析結果から—
(尾木まりほか)
2. 児童養護施設の食事環境に関する調査研究
(II) —施設の立地条件の食事環境に及ぼす影響、及び自由記述の分析—
(堤ちはるほか)
3. ヒアリング調査から見た小規模ケアの実態
(谷口純世ほか)
4. 児童養護施設の建築学的評価に関する研究
(中山 豊ほか)
5. 子どもの受けるサービスと職員の業務、およ

- び負担に関する研究 一タイムスタディ
の二次分析から－ (有村大士ほか)
6. 乳児院・児童養護施設の小規模化を推進する
にあたっての問題 (伊藤嘉余子ほか)
7. 専門里親に関する調査 (瀧谷昌史ほか)

分担研究2「愛着障害の視点からの被虐待児に 対する援助・治療プログラムの開発」

愛着形成に障害をおった子どもと養育者との関係形成を促進する試行プログラムを作成した。これについては、現在も検討中であるが、現在の段階でのプログラムは、1)児童養護施設における愛着形成プログラム、2)子育て支援における愛着形成プログラム、3)里親支援における愛着形成プログラム、4)修復的愛着療法のプロセス分析、5)夫婦の対する愛着コミュニケーション訓練プログラムの開発、の5プログラムである。

なお、プログラムの内容は、①子どもの状態のアセスメント、②養育者へのペアレンティング技法・心理教育、③養育者と子どものそれぞれが抱える愛着上の課題及び愛着の修復へのアプローチ、④相互の愛着関係の深化を図るアプローチ、⑤養育者のチーム、養育家庭のパートナー内の連携の支援、などの視点を踏まえたものとして構成されている。

プログラムを具体的に検討するとともに、関係者へのヒアリングを行い、実際に適用を試み（事例研究）、その結果をふまえてプログラムの再検討を行った。

D. 考察

分担研究1「子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究」の諸研究は、福祉学のみならず、心理学、栄養学、建築学といった学際的な研究チームにより、とくに施設養育における小規模化の意義と課題について検討を行ったものである。このような多領域の専

門家による検討はこれまでにない研究だといえる。また、施設のあり方のみならず、里親制度を含め、社会的養護サービス全体を視野に入れたことも従来の研究にはほとんどない取り組みであったといえる。

それらの研究結果は、施設の養育形態を小規模化することの意義と課題を明確にした。小規模化の意義は認められたが、小規模ケアが施設間格差をもたらさないよう、また孤立化しないようにするための配慮と、小規模化推進を阻害する要因への対応を可能にする施策が求められよう。

分担研究2「愛着障害の視点からの被虐待児に
対する援助・治療プログラムの開発」では、愛着臨床の観点から下記の点について考察を行った。

1. 愛着形成における視座

- 1)赦し（ゆるし）の儀式
 - 2)愛着の見直しによる「更なる愛着形成」「更なる愛着修復」
 - 3)リラクセイションと愛着形成
2. 日本におけるプログラム適用の必要性
 3. 複数のスタッフによる適用の可能性
 4. 二週間トリートメントプログラムと継続的なプログラムの併用の必要性
 5. 施設職員支援、里親支援における愛着形成プログラムの活用の必要性

E. 結論

分担研究1では、児童養護施設における建物設備（建築学）と食事環境（栄養学）からの検討を含め、養育形態の小規模化の意義が明らかとなった。しかし、その反面、小規模化による弊害、小規模化の推進を阻害する要因も明らかとなり、これらの課題への対応が重要な課題であることが示された。

分担研究2で紹介、検討した愛着形成、愛着修復をめざした治療プログラムは、わが国の社会的養護サービス（施設養育、里親養育）において多

くの面で活用できると考えられる。しかし、今後さらにこれらのプログラムが様々なところで活用され、改善されていくことが望まれる。特に、児童養護施設においては、施設内コンサルテーショ

ンの一環として、心理職によるケアワーカーに対する支援として、人生脚本や養育のためのペアレンティング技法などが活用されることが望まれる。

平成18年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）（H17-子ども-004）
子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究（主任研究者：庄司順一）

分担研究報告1

子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究

分担研究者 庄司順一

日本子ども家庭総合研究所 福祉臨床部長

研究要旨

子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方を検討するために、発達臨床心理学、児童福祉学、小児精神医学、栄養学、建築学などの領域の専門家からなる学際的な研究チームを組織し、乳児院、児童養護施設、専門里親を対象に、アンケート、ヒアリングなどによる調査研究を行った。

その結果、乳児院・児童養護施設における小規模ケアの意義と課題、小規模ケアをすすめるうえでの阻害要因が明らかとなった。専門里親制度の現状と、これを発展させるための条件を検討した。

これらの検討をふまえ、社会的養護サービスのあり方について提言を行った。

研究協力者（50音順）

- 有村大士（日本社会事業大学、児童福祉学）
伊藤嘉余子（埼玉大学、児童福祉学）
井上 寿（環境デザイン研究所、建築学）
大和田夏美（日本子ども家庭総合研究所、児童福祉学）
尾木まり（子どもの領域研究所、保育学）
小山 修（日本子ども家庭総合研究所、母子保健学）
菊池正敏（神奈川県児童福祉課、児童福祉行政）
北 道子（心身障害児総合医療センター、精神医学）
久保田まり（東洋英和女学院大学、発達心理学）
才村 純（日本子ども家庭総合研究所、児童福祉学）
瀧谷昌史（日本子ども家庭総合研究所、児童福祉学）
下泉秀夫（国際医療福祉大学、小児医学）
杉村伸二郎（東京恵明学園乳児部、児童福祉実践）
鈴木 力（聖徳学園短期大学部、児童福祉学）
鈴木祐子（二葉乳児院、児童福祉実践）
谷口純世（愛知淑徳大学、児童福祉学）
堤ちはる（日本子ども家庭総合研究所、小児栄養学）
鶴飼一晴（児童養護施設唐池学園、児童福祉実践）
中山 豊（東京工業大学、建築学）
平田ルリ子（清心乳児園、児童福祉実践）

A. 研究目的

わが国では、親の死亡や虐待などにより、生まれた家庭で育つことのできない要保護児童の養育は、乳児院、児童養護施設など児童福祉施設が主として担ってきた。これらの施設は、戦後、戦災孤児対策として制度化されたものであり、その後の要保護児童とその家族の変化、つまり保護者がいる児童がほとんどを占めるようになり、しかもその保護者から虐待を受けた児童が大半となった現状に、十分対応しきれていない。社会的養護のあり方に関しては、最近、社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」¹⁾(平成15年11月)において、「親子の分離（保護）を行った場合であっても、可能な限り家庭的な生活環境を保障するとともに、子どもの個々の状況に応じてきめ細やかなケアを行えるよう、里親制度の充実やケア形態の小規模化を進める」ことの必要性が提言された。

欧米では、社会的養護のあり方として里親制度やグループホームが中心となっており、大規模な形態の施設は姿を消しつつある。たとえば、Browneら(2005)²⁾は、ヨーロッパ33カ国の保健省(Ministries of Health)、に、2003年12月31日現在で、3ヶ月以上施設で養育されている3歳未満の子どもの数、特徴、理由に関するオフィシャルなデータを求めた（比較のために里親委託児についてのデータも含まれている）が、その結果、施設入所児は23,099人であるのに対して、里親委託児は39,830人であった。これらの国のうち、英国では施設入所児65人に対して里親委託児7,745人、フランスでは2,980人に対して4,685人、ドイツでは1,495人に対して4,570人となっていた。施設ではなく里親を主とする主な理由は、交替制の集団養育では、養育者との関係の継続性やアタッチメント（愛着）形成が困難であり、子どもには家庭的環境が必要であると考えるからである。

要保護児童の多くを占める被虐待児の心理行動上の問題は、従来、トラウマ（心的外傷）という観点から検討されてきたが、最近はアタッチメントに関心が向けられるようになってきた。このことは、アタッチメントの問題が、社会的養護サービスのあり方を検討するうえで重要な課題であることを示している。家庭的養護（里親制度）の推進、専門里親制度の創設、施設における小規模ケアの推進は、アタッチメント形成の問題と密接な関連を有するものである。

本研究では、これらの動向をふまえ、子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方を調査研究をとおして検討し、提言する。

B. 研究方法

研究目的を達成するために、発達臨床心理学、児童福祉学、栄養学、建築学などの領域の専門家からなる学際的な研究チームを組織し、乳児院、児童養護施設、専門里親を対象に、質問紙調査、ヒアリングなどにより調査研究を行った。

C. 結果及び考察

1. 児童養護施設の小規模化に関する調査研究 —クロス分析及び自由記述の分析結果から— (尾木まりほか)

平成17年度に実施した「児童養護施設の小規模化に関する調査」³⁾（全国の児童養護施設190施設に送付、114施設から回答を得た、回収率60.0%）結果をもとに、昨年度の報告以降に回収できた5施設分を加え（回収総数119、回収率62.6%）、小規模ケアによる子どもへの効果を検討し、また今後の課題についてより詳細に検討するために、調査結果の二次分析（クロス分析）および自由記述の分析を行った。

その結果、次のような知見を得た。

①児童養護施設における居住環境については、居住環境と建設年度の関連が多くみられていた。すなわち、1990年以前に建設された施設では老朽

化の問題、浴室やトイレが混み合う、温度調整がしにくいなどの問題が見られていた。

②施設形態別に見た特徴では、大舎制より小舎制の方が、食器などの子ども専用のものや中学生以上での個室ありの割合が有意に高く、子どもの好みを採用しやすい環境にある割合が高かった。しかし、ハード面では項目によっては広さの確保など大舎制と同様の問題を抱える側面もあり、施設形態だけの問題ではないと言うことができる。

③最も違いが顕著に見られたのは小規模ケアの実施状況別に見た特徴であった。全入所児童を対象に小規模ケアを実施する施設形態として小舎制が最も多かったが、未実施の施設と比較した場合に顕著な違いが見られることが多かった。個人専用のものや個人の好みの採用しやすさ、プライバシーの確保、子どもの年齢に配慮した空間整備、家庭のような暖かみのある空間整備の割合が高かった。また、自立支援のための設備や環境が整えられていると回答する割合も高かった。

④小規模ケア実施の状況と展望

全入所児童を対象に小規模ケアを実施している施設の多くは、従来より小舎制で小集団単位のケアを行ってきた施設が多く、一部施設の老朽化による新築の際に大舎制から小規模化に取り組んだ施設も見られたが、そのような施設はきわめて少數であった。

新たに小規模ケアに取り組んだ施設では、自由記述からは職員が家事に追われて十分に子どもにかかわることができなくなっていることや、子ども自身が同年齢層の子どもたちとの交わりを強く望む、小規模ケアに向く子どもと向かない子どもがいることがわかり、小規模ケアから本体施設に戻した、などの状況があげられ、小規模化導入期あるいは移行期の混乱が垣間見られた。

⑤小規模化の導入については、さまざまな困難性があることが本調査を通じて指摘されている。その最たるものは職員配置の問題であり、またそれに関連する財源措置の問題であった。

⑥小規模化のメリット

小規模化のメリットとして、全体的に子どもの

情緒面での安定が多くあげられた。年齢別には、未就学児童では子どもとの職員の関係が密接になることや家庭的な雰囲気で生活することなどが多くあげられ、特定の大人との間に安定した関係を結ぶことが利点としてあげられている。これは、小学生でも同じであった。中学生・高校生になると自立を目標とするさまざまな生活体験ができることや、職員が個別的にさまざまな問題に対応しやすいこと、子ども自身が自分の空間を持ちやすいことがメリットとしてあげられていた。

しかし、職員が子どもたちと親密な関係を結ぶ中で、子どもを甘やかしたり、自分の担当グループに固執するということがあげられたり、また、子ども自身が個室を持つことで、子ども同士の問題を避けるために自室にこもるなど、メリットにもデイメリットにもなりうる要因は必ずあるものと考えられた。

このようなメリットを引き出すために、職員の力量や資質が必要であることは言うまでもないが、個々の職員の力量や資質にだけ依存するのではなく、あくまでも施設としての一貫性のある自立支援が行われることが求められている。そのためには、小規模グループが孤立せずに、本体施設と情報を共有しながら、施設の一職員としての位置を崩さずに対応していくことが必要であると考えられた。

2. 児童養護施設の食事環境に関する調査研究

(II) 一施設の立地条件の食事環境に及ぼす影響、及び自由記述の分析－

(堤ちはるほか)

適切な食事環境は、身体の成長・発達に直接的な影響を与えるだけでなく、複数の人間と囲む食卓を通して、人間関係が構築され、豊かな心の育ちにも影響する。しかしながら、児童福祉施設の小規模化について、食事環境に焦点をあてた全国規模の調査研究は、昨年度の著者らによるもの以外には、現在までに実施されていない。昨年度の調査研究において、小規模ケアにおいては本体施設に比べ、配慮すべき点はあるものの、快適な食事環境が提供されていることが明らかにされた。

そこで、本年度は児童養護施設の入所児童、職員のQOLの向上を目的に、小規模施設の立地条件(施設敷地外、施設敷地内)による影響を検討した。また、本体施設、小規模ケアの職員の各施設の食事環境、食事内容等についての自由記述の分析も行った。

調査対象は、全国の児童養護施設の中から平成17年4月の時点で、地域小規模児童養護施設および小規模グループケアを採用している児童養護施設、ならびにそれらを採用していない施設がほぼ半数ずつになるように選んだ、計191施設である。

施設敷地外の小規模グループケアは、施設敷地内に比べて、子どもが料理できる台所が設置されている所が多く、また、食事作りの手伝い(食材の買い出し、料理作り、盛り付け)の機会も多かった。さらに、食事に対する不満も施設敷地外は施設敷地内より、大変少なかった。これらの結果から、施設敷地外は施設敷地内や本体施設に較べて、食事を身近に感じることができる家庭的な食事環境にあることが示された。

小規模ケアにおいては、食事環境の施設間格差が懸念されること、食生活に関する研修受講機会が少ないとことなどの課題を指摘した。

3. ヒアリング調査から見た小規模ケアの実態

(谷口純世ほか)

小規模化導入の経緯や工夫、メリット・デメリット、これからの課題や方向性といった個々の施設の具体的な取り組みについて検討するためヒアリング調査を行った。取り組みの実態や支援内容についてのみではなく、実際に子どもの生活にどのような建物備品が適しているのかといった建築学的観点からの検討も重要であるため、調査は福祉学および建築学研究者が調査者となり実施した。

調査は、2005年度～2006年度の2カ年で計15ヶ所の児童養護施設で実施した。

ヒアリング対象施設の取り組みから、小規模ケアには子どもたちにさまざまなメリットがあることが明らかとなった。また、小規模ケアの成功の

秘訣として、①慎重なグルーピングの実施、②自立支援に向けた日常生活の意図的活用、③子どもと職員がともに地域の一員となること、④職員へのサポートの拡充(職員養成も含めて)、が重要なポイントであることが明らかとなった。一方で、労働基準法や職員の配置基準、財源など、多くの課題が残されている。また、これからの方針として子どもの家庭への支援、地域のニーズへの対応、退園児への配慮といった課題もあげられていた。

4. 児童養護施設の建築学的評価に関する研究

(中山 豊ほか)

既存の児童養護施設に対して、従来ほとんど検討されることができなかった建築学の立場から建築評価を行うことにより、現状での課題を抽出し、今後の建築計画上の指針を提案することを目的とした。

(1) 施設形態から見た児童養護施設の分析

2004年に実施された「児童養護施設 施設建物実態調査」(下泉)⁴⁾の二次分析を行った。全国の児童養護施設532施設中343施設から得た回答のうち有効データとして339施設のものをクロス分析した。

(2) 建築評価

2005年度、2006年度に実施した質問紙調査並びにヒアリング調査において収集することができた児童養護施設の図面等の建築的データの分析を行い、建築評価を行った。

その結果、(1)に関しては、現状では施設の6割以上が、新耐震設計法以前の建築であり、半数以上の児童が大舎制で養育されており、個室の確保は、高校生でも半分以下であるなど、安全やプライバシーの観点から不十分な施設環境であるといえる。小規模な施設形態ほど個室の確保はしやすくなるが、建替え計画では、必ずしも小規模な施設形態とできない場合も多いことを示している。

(2)に関しては、児童福祉施設最低基準では、1居室の定員が15人以下で、3.3m²/人という数値が定められているが、国土交通省による住宅建設

五箇年計画において定められている「居住水準」と比較すると、「誘導居住水準を下回っている」ことが明らかである。

ただ、地域小規模児童養護施設では、一般住宅に近い施設形態で設置されているため、児童の置かれている建築的環境も本体施設より、一般家庭に近い状況となっていた。この点では、本体施設より良い状況であると評価された。

5. 子どもの受けるサービスと職員の業務、および負担に関する研究 －タイムスタディの二次分析から－

(有村大士ほか)

平成14年度の厚生労働科学研究「児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究」(主任研究者：才村 純)⁵⁾で行った児童養護施設におけるタイムスタディの二次分析を行った。ケア形態が大舎制の児童養護施設(入所児292人)と、小舎制とグループホームにおける小規模でのケアを行っている児童養護施設(入所児113人)を比較した。

大舎と比較して小規模では、1週間あたり、子どもから見てサービスを提供されている時間は約80%長い。また、「ルーティンワーク」が多く、「会議、記録、実習など」が短い傾向が強かった。子どもから見たサービス提供時間は9割以上日々の家庭生活の営みと考えられる「ルーティンワーク」に含まれており、大舎と比較して小規模では、特に「食事の援助」「入所児との会話」「就寝の援助」まで、夜の時間帯で小規模の方が多くの時間をかけられていた。

更に、職員から見たサービス提供時間を基準として、子どもの受けるサービス時間の倍率を出すと1.15となる。つまり、小規模の方が、大舎と比較して職員あの勤務が、子どもの受けるサービス時間に約15%繋がりやすく、また時間あたりの負担感量を割り出してみると、身体的負担は倍率0.88、心理的負担は0.80となり、大舎と比較して小規模は8割程度に留まっており、職員の勤務が、サービスの受け手である子どもへのサービスに結

びつく効率が高いことが分かった。

6. 乳児院・児童養護施設の小規模化を推進するにあたっての問題

(伊藤嘉余子ほか)

施設の養育形態の小規模化は今日の児童福祉施設が目指すべき一つの方向性として多くの人に認識されている。しかしながら、これはさほど進んでいない現状である。そこで、乳児院と児童養護施設において、養育形態の小規模化を阻害している要因について検証し、今後取り組むべき課題について明らかにすることを目的として研究を行った。

(1) 乳児院の小規模化への阻害要因と課題

全国乳児福祉協議会(以下、全乳協)が全国の乳児院を対象として実施した「小規模グループケア調査」(115施設から回答、回収率約95%)の結果を参照しながら、乳児院の小規模化に向けた今後の課題について考察した。

(2) 児童養護施設の小規模化への阻害要因と課題

先行調査研究「児童養護施設職員の職場環境に関する研究」⁶⁾(2002)のデータの二次分析を試みた。二次分析にあたって使用した主なデータは、施設形態や勤務体制等に関する質問項目に対する回答すべて(824件)と、児童養護施設の職場環境に関する自由記述の有効票(558件)である。自由記述の分析にあたっては、KJ法による分類を3名の評定者によって行い、その後、評定者間の一一致率を算出した。

これらの分析の結果、小規模化のメリット、デイメリットを明らかにするとともに、小規模化の阻害要因を検討し、今後の課題について考察を行った。そして、子どもを養育することの意味について広く検討し、小規模化を推進していくような養護の理論的な構築が喫緊の課題であること、社会的養護のもとで生活する子どもの権利と人権を護るためにには、抜本的改革が求められていることを指摘した。

7. 専門里親に関する調査

(濵谷昌史ほか)

社会的養護のあり方を考える上で重要な資源である里親の現状および里親制度を発展させるための課題を明らかにするために、里親の中でも養育経験豊富な専門里親を対象に調査を行った。

対象は、恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所で実施した専門里親認定研修（平成14～17年度）修了者356名であり、調査は質問紙法によった。

昨年度の調査で制度改正に対する要望が強かつた「委託人数が2人までという制度の改正」については、専門里親制度特有の問題でもあることから、本年度はさらに詳細に選択肢を用意して、当事者である専門里親の意識を調査した。

その結果、専門里親制度の発展を阻害している要因の一つと考えられる委託人数の制限に関して、「そのときすでに養育している状況（子どもの人数や年齢、養育の大変さなど）によってちがうので、委託する子どもの人数は里親が希望できるようになるのがよい」が154名（63.1%）と最も多かった。しかし、「里親の養育状況やこれから委託したい子どもの状態にもとづいて、委託する子どもの人数を児童相談所が決めるようにすればよい」が45名（18.4%）にとどまっていることから、委託人数に関する規制緩和を行う場合には、里親の意思が十分に反映されることを、里親自身は望んでいるといえる。ただし、「虐待を受けた子どもは、養育が難しいことが多く、愛着関係を重視するためにも現行のままで（子どもの数は1人または2人まで）よい」が96名（39.3%）を占めており、半数には至らないまでも、少なくない専門里親が、2名という制限を適当なものと見なしていることも明らかになった。委託人数については、一律に設定するというよりも、専門里親養育の主たる目的である子どもとの愛着関係の形成に十分配慮したうえで、里親の意向、養育状況をみながら、対応することが適当であると考えられる。

D. 全体的考察

本研究においては、施設養育における小規模化の意義と課題を検討するために、児童福祉学、心理学のみならず、建築学（施設環境のハード面）、栄養学（食事環境といった施設環境のソフト面）などの専門家からなる学際的な研究班を組織し、調査、ヒアリング、検討を行った。このような多領域の専門家による検討はこれまでになされたことはなかった。また、施設のあり方のみならず、里親制度を含め、社会的養護サービス全体を視野に入れたことも従来の研究にはほとんどない取り組みであった。

本研究の結果は、施設の養育形態を小規模化することの意義と課題を明確にした。小規模化のメリットとしては子どもの情緒面の安定、豊かな生活体験、家庭的な食事環境などが上げられ、子どもの発達への意義が認められた。子どものライフステージという点では、養育形態の小規模化は、未就学児においては特定の大人との間に安定した関係を結べるというアタッチメント形成に関する利点が、中学生・高校生においては自立を目標とするさまざまな生活体験ができるここと、子どもが自分の空間を持ちやすいなどの利点が指摘された。

他方、小規模ケアにおいては職員が家事に追われたり、子どもとの適切な関係の確保に問題が生じることもあり、職員の高い力量が求められる。さらには、小規模ケアが施設間格差をもたらすことのないよう、また孤立化しないようにするための施設本体のサポートが重要である。子どもたちの中には同年齢の子どもとの関わりを強く望むものもいるようで、慎重なグルーピングが求められる。小規模ケアのメリットを生かし、推進していくための養護理論の構築も必要であろう。

小規模化推進を阻害する要因としては、職員配置とこれに関連する財源の問題や、労働基準法の問題などが重要な課題として残されている。望ましい「居住水準」という観点から子どもの生活空間を見直すことも必要であろう。

子どもを家庭的環境で養育することを目指すな

らば里親制度は重要な位置を占める。里親制度の普及、発展に強力に取り組む必要がある。里親制度の中でも、虐待を受けた子どもを養育する専門里親制度は十分活用されていない。専門里親制度の活用を妨げている要因の一つとして委託する子どもの数が「二人まで」とされていることが指摘される。この条件は、虐待を受けた子どもの養育における愛着関係の重視という原則にもとづくのであるが、委託されている子どもの状況や里親の養育状況によっては、柔軟な対応も考慮してよいのではないだろうか。子どもの中には、他の子どもがいるほうが楽にすごせることもある。

本研究では研究課題として取り上げなかつたが、地域小規模児童養護施設など施設の小規模ケアの推進とともに、里親型グループホーム（ファミリーグループホームともいう）の制度化についても検討すべきだと考える。里親型グループホームは、里親家庭での養育であり、養育者が交代しないことがもっとも大きな特徴といえる。すでに東京都、横浜市、川崎市では約20年の実績があるが、他の自治体でも少しずつ制度化がすすみつつある。里親型グループホームにおいても、施設の小規模ケアの場合と同様、運営がしやすく、またホームが孤立しないよう、サポート体制の充実が望まれよう。

さて、社会的養護サービスのあり方の検討においては次の課題があると思われる。

課題1 施設体系の見直しおよび里親制度を含めた社会的養護サービスのあり方の検討。

課題2 施設における小規模化の推進あるいは施設養育における適正規模の検討。

課題3 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方の検討。

課題4 社会的養護サービスにおけるデイトリートメント体制の検討。

課題1については、これまでの施設体系の見直しの議論は「施設」に焦点が置かれており、里親制度の検討は十分ではなかったが、前述の社会保障審議会児童部会の報告書では家庭的養護の推進

が提言されていた。家庭的養護に関しては、養育里親の開拓、研修、支援が重要であり、そのためには児童相談所の機能充実が不可欠である。ただ、里親の開拓、研修、支援をすべて児童相談所が担うべきなのか、施設や民間団体の活用をすすめるべきかについて、検討が必要であろう。専門里親は虐待を受けた子どもを保護し、養育する場として期待されているが、十分活用されていない。その要因を検討する必要があり、本研究においても取り上げた。

課題2については、今日施設の養育単位の小規模化がすすめられつつあるが、現実には阻害する要因も多い。本研究では主にこの課題について検討を行った。

課題3は、子どもの年齢（発達段階）に応じたケアのあり方と、保護されてから、措置解除に至るプロセスの中での社会的養護サービスのあり方に関するものである。前者については、年齢（発達段階）に応じた小規模ケアの意義ということで、本研究である程度論じた。後者は、たとえば虐待を受け、保護された段階では集中的な治療的養育を受け、子どもの状態がある程度安定した段階で里親委託あるいは施設入所へとすすめることを考えるべきではないかというものである。ここでは、治療の必要性とともに、一時保護のあり方も検討すべきであろう。本研究ではこのことについて検討は行っていない。

課題4は、施設と家庭（実家庭、里親家庭）のいわば中間的な位置づけとなるもので情緒障害児短期治療施設の通所サービスが関連するものといえる。しかし、情緒障害児短期治療施設が少ないこともあり、まだ十分な取り組みは行われていない。欧米ではいくつかこのようなサービスがあり、主任研究者（庄司）もアメリカ、ニュージーランドで視察した経験がある。いずれも、週5日通い、治療教育プログラムが充実していることが特徴であり、ソーシャルスキルトレーニング、アートセラピー、個別学習などが組まれている。ニュージーランドの通所施設は、国内に1ヶ所しかないということであったが、15人の子ども（小学校高学

年から中学生が主のようであった) はすべて里親委託児であり、里親・里子支援センターのようであった。また、いずれの施設も、反抗挑戦性障害や行為障害などたいへんにかかわりのむずかしい子どもを対象とするものであった。わが国では、施設入所か在宅ケア(里親を含む)かの選択肢しかなく、在宅ケアの場合、幼児であれば保育所への通所がすすめられる。年長児であれば週1回ないし月1回の心理療法が受けられれば幸運というような状況であろう。デイトリートメントは今後必要となる社会資源といえるのではないだろうか。

E. 結論

本分担研究班では、児童養護施設における建物設備(建築学)と食事環境(栄養学)からの検討を含め、養育形態の小規模化の意義が明らかとなった。しかし、その反面、小規模化によるデメリット、小規模化の推進を阻害する要因も明らかとなり、これらの課題への対応が重要な課題であることが示された。

F 文 献

- 1) 社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」(平成15年11月)
- 2) Browne, K., et.al.: A European survey of the number and characteristics of children less than three years old in residential care at risk of harm. *Adoption & Fostering*, 29(4), 23-33, 2005
- 3) 庄司順一、尾木まり他(2006)「児童養護施設の小規模化の動向と課題」『平成17年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究 報告書』(主任研究者 庄司順一), pp.43-79
- 4) 下泉秀夫(2004)「老朽化する児童養護施設—施設調査から」.子どもの虐待とネグレクト Vol. 6 No. 3 December , 日本子どもの虐待防止研究会
- 5) 才村純(2003)「児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究」平成14年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)報告書
- 6) 高橋重宏、伊藤嘉余子他(2002)「児童養護施設職員の職場環境に関する研究」『日本子ども家庭総研究所紀要』第38集

児童養護施設の小規模化に関する調査研究

—クロス分析及び自由記述の分析結果から—

尾木まり

庄司順一

有村大士

伊藤嘉余子

久保田まり

瀧谷昌史

下泉秀夫

鈴木 力

谷口 純世

中山 豊

A. 研究目的

本研究では平成17年度に「児童養護施設の小規模化に関する調査」を実施し、全国の児童養護施設114か所からの回答を得た(全送付数190か所、回収率60.0%)。昨年度はその単純集計に基づき報告を行ったが、小規模ケアを採用している児童養護施設は過半数を占めており、小規模化の必要性を認識する意識も高かった。子どもへの効果としてメリットが多くあげられた一方で、デイメリットとしては、子どもに関するものより、職員に関するものが多く、職員配置や労働条件に関する問題、担当職員へのサポート体制の必要性などが課題であることが明らかとなった。

本年度は小規模ケアによる子どもへの効果を検討し、また今後の課題についてより詳細に検討するために、質問紙調査結果の二次分析および、自由記述の分析を行うこととした。

B. 研究方法

(1) クロス分析

昨年度の報告以降に回収できた5施設分を加え(回収総数119、回収率62.6%)再集計を行い^①、クロス分析を行った。クロス分析にあたっては、本体施設用調査では主として以下に示す項目により、本体施設における養育形態や居住環境、小規模化への考え方と相違が見られるかどうかについて検討した。また、小規模ケア用調査(回収数74件)では、小規模ケアの実施場所が施設敷地内であるか敷地外であるかによって、養育形態や小規模ケアについての考え方と相違が見られるか検討した。

<本体施設用調査>

①本体施設の形態

「大舎」「中舎」「小舎」「その他」の4群。
(「その他」は施設形態が複合)

②本体施設の建設時期

「～1969年」「1970年～」「1980年～」
「1990年～」「2000年～」の5群

③入所定員

「50名未満」「50名～」「60名～」「80名以上」の
4群

④入所児童の年齢構成

「小学生以下の割合が少ない」「平均的」「小学生
以下の割合が多い」の3群

⑤小規模ケア実施の状況

「実施している(全入所児童対象)」「実施してい
る(一部児童対象)」「実施していない」の3群

<小規模ケア用調査>

①小規模ケアの実施場所

「施設敷地内」「施設敷地外」の2群

(2) 自由記述の分析

小規模ケアを実施しての子どもや職員について
の変化(良かったこと、改善や対応が必要なこと)
についての自由記述を整理・分析した。

C. 結果

方法で述べたクロス分析を行った結果、顕著な
特徴が見られた項目についてのみ報告する。なお、
昨年度の報告で触れたように、本調査は全国の児
童養護施設の約3分の1を対象に実施したもので
あり、また回答者は小規模化に積極的に取り組ん
でいる、あるいは小規模化に非常に関心が高い児

童養護施設が回答しているものと考えられる。そのため、本調査の結果を全国的な傾向としてとらえることには慎重でなければならない。

1. 小規模ケア実施の状況

小規模ケアを実施している施設は 74 施設であり、全体の 62.2% を占めていた。小規模ケアを全入所児童に対して実施している施設は 23 件 (19.3%)、一部の児童に実施している施設は 51 件 (42.9%) であった。

小規模ケア実施の状況を施設の属性により見ると、公立の児童養護施設では小規模ケアを実施していない割合が社会福祉法人より高かった（表 1-2）。施設形態別に見ると（表 1-3）、小舎制ではもっとも実施率が高く (90.4%)、次いで大舎制 (56.8%)、中舎制 (42.2%) であった。小舎制では全入所児童を対象に実施する割合が高く (71.4%)、大舎制では、一部児童を対象とする割合が高かった (52.7%)。本体施設の設置時期や入所定員別に違いは見られなかった。

グループホームの実施状況及び小規模ケアの実施場所は表 1-4、1-5 の通りである。全体には、地域小規模児童養護施設が多く 33 件 (44.6%)、ついで小規模グループケア（施設敷地内）23 件 (31.1%) が多かった。小規模グループケアの実施場所を施設敷地内であるか外であるかによってみると（表 1-6）、全体では施設敷地内・外の両方で実施している施設が 28 件 (37.8%)、次いで施設敷地内で実施の 27 件 (36.5%) であった。全入所児童を対象としている施設では、施設敷地内・外の両方で実施する割合が 52.2% で過半数であった。

2. 本体施設における養育形態

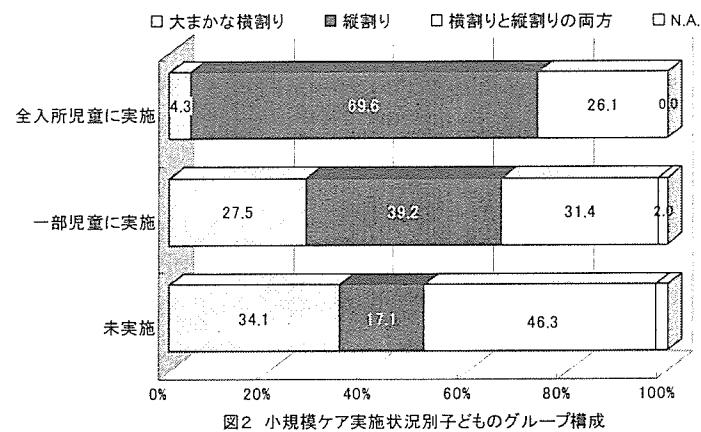
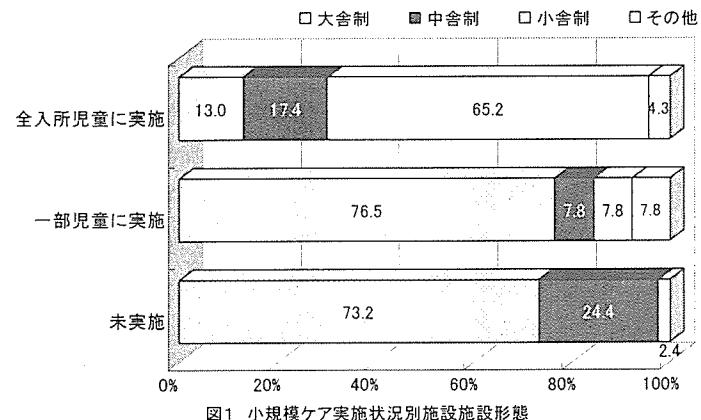
（1）入所児童の年齢構成

対象とした児童養護施設の年齢構成を見ると、未就学児、小学生、中学生、高校生

のすべてが在籍する児童養護施設が 93.3% を占めているが、その構成には違いが見られる。総体的に小学生以下の割合が高い児童養護施設が多く、小学生以下の割合が入所児童の半数に満たない施設（「小学生以下の児童の割合が少ない」）には 10 件 (8.4%) が該当、また、小学生以下の児童の割合が 7 割を超す児童養護施設（「小学生以下の児童の割合が多い」）は 36 件 (30.3%) であった。小学生以下の児童の割合が 50% 以上 70% 未満である施設（「小学生以下の児童の割合が平均的」）は 68 件 (57.1%) であった。

（2）子どものグループ

全体としては、縦割り、大まかな横割り、横割りと縦割りの混合が 3 分の 1 ずつで、縦割りが若干多い (37.6%) という結果であったが、施設の属性別で相違が見られた。まず、施設形態では（表 2-1）、小舎制では、縦割りが圧倒的に多かったが (61.9%)、大舎制では横割りと縦割りの混合が最も多かったが (39.2%)、横割り、縦割りとともに 3 割弱であり、



様々な養育形態がとられている。本体施設の建設時期では、2000年以降に建設した施設においては（表2-2）、横割りと縦割りの混合を採用する割合が多かった（55.6%）。

また、小規模ケアの実施状況別にも違いが見られており（図1・表2-3）、全入所児童に対して小規模ケアを実施している施設は、縦割りが最も多く7割（69.6%）を占めているのに対し、一部の入所児童を対象としている場合には、縦割り4割弱（39.2%）と横割りと縦割りの混合が3割（31.4%）であった。また、未実施の施設では、横割りと縦割りの混合が最も多く（46.3%）、次いで大まかな横割りが34.1%と大きく、有意差が認められた。

（3）寝室を使う平均的人数と個室

1つの寝室の平均的な人数としては、全体では3.50人であり、総体的に大人数で1つの寝室を使う施設は少なかった。表3-1に示すとおり、小規模ケアの実施状況別に見ると、小規模ケアを全入所児童に対して実施している施設では平均2.55人と少なかつたが、小規模ケアを一部の入所児童に対してのみ行っている施設では平均3.95人、未実施の施設では3.46人であった。施設形態でも違いが見られており、小舎制では、平均2.95人のところ、大舎制では3.83人であった。また、最も大きな違いが見られたのは、小学生以下児童の割合別で、小学生以下児童の割合が多い施設では平均4.17人と人数が多く、小学生割合の少ない施設では平均2.98人であった。つまり、年齢が高くなるにつれ、ひと部屋あたりの人数が少なくなることを示しており、中学生以上の割合の高い施設では平均人数が少なくなっていた。

子どもの個室の有無を小規模ケアの実施状況別に見ると（図3・表3-2）、中学生では全入所児童に対して実施している施設で「あり」が39.1%と最も多かった。「なし」は実施していない施設で73.2%が

該当した。

高校生の個室については、全体にある割合が高くなっているが、全入所児童を対象に小規模ケアを実施している施設では56.5%が「あり」と回答しており、一部の入所児童を対象に実施している施設では「あり」は27.5%であった。未実施の施設も「一部あり」または「あり」の合計は約半数を占めており、「なし」が43.9%であった（表3-3）。

また、施設形態別に見ると（表3-4）、大舎制で中学生の個室がある割合は低く（「あり」4.1%）、小舎制に多かった（「あり」33.3%）。施設の建設年度別に見ると（表3-6）、1969年以前には中学生に個室がある割合が高かったが、1970年以降は低く、2000年度以降の設置から「あり」の割合が高くなっていた。高校生の個室では、施設形態別では中学生と同様の相違が見られた（表3-5）。建設時期別には（表3-7）、年度が新しくなるにつれ、個室がある割合は上がっているが、2000年以降では「なし」も約1/3見られた。

3. 本体施設における居住環境

（1）一定の目的を持つ部屋や施設の設置について（表4-1～4-6）

小規模ケアの実施状況別に施設に「面会室」「親子宿泊室」「退所者用の居室」が用意されているかどうかを見たところ（図4）、全入所児童を対象に

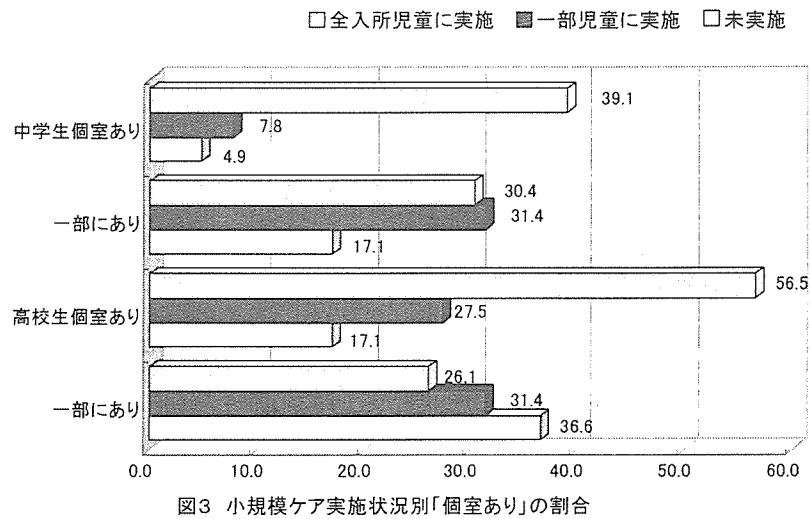


図3 小規模ケア実施状況別「個室あり」の割合

実施している施設では、面会室がある割合が高く（専用の割合が高い）、親子宿泊室については、全入所児童及び一部の入所児童を対象に小規模ケアを実施している施設で同程度に多かった。また、退所者用の居室については未実施の施設では提供されていない割合が高かった。

これらは、施設形態や建設時期にも関連が見られており、親子宿泊室は小舎制に有意に多く、大舎制に少なかった。また、2000年以降には親子宿泊室の設置率が有意に高くなっていた。

(2) 施設や設備の利用について

次に、施設における設備等の利用の仕方についてみる。個々の子ども専用で使えるものとして、勉強机、寝具、大切なものを保管できる場、好きなポスターや写真を飾る場、食器などについては、未就学児童以外はほとんどの項目で9割以上が子どもが専用に使うことができるようになっていた。しかし、食器については、未就学児童で57.3%、最も割合の高かった高校生でも67.3%しか専用になっていなかった。これを小規模ケアの実施状況別に比較してみると

(表5-1)、小規模ケアを全入所児童を対象に実施している施設では、全年齢層において、個々の子ども専用の食器が用意されていたが、入所児童の一部を対象として実施、あるいは実施していない施設では、その割合が4割から6割に留まり、両者の差はあまり見られなかった。施設形態別でも同様に、大舎よりも小舎で用意される割合が高いという傾向が見られた (表5-2)。

また、施設内の児童が自由に使える共同のスペースについては(表5-3)、いずれの項目も未実施の施設で割合が高く、学習室、遊戯室、図書室など集団生活特有の居室が利用されていた。逆に全入所児童を対象として実施している場合はより家庭的な環境に近いため、学習室や遊戯室などが設置されていないことがうかがえた。

子どもが学習のため、あるいは気持ちを

落ち着かせるためなど、1人になることができる場所の有無について(表5-4, 5-5)、全入所児童を対象に小規模ケアを実施している施設では、87.0%があると回答しており、一部の入所児童を対象に実施あるいは実施していない施設の割合(いずれも約5割)とは開きが見られた。また、そのような場所がある場合でも、利用のための職員の許可を得る必要がある施設は未実施の施設で最も多かった(63.6%)。

(3) 子どもの居住環境としての問題点や課題

(図6-1～6-13、表6-1-1～表6-13-1)

「入所児童が多く、居室に1人1人に必要な広さが確保されにくい」については、全体では約半数が「かなり」または「ややあてはまる」と肯定しており、否定は約3割であった。小規模ケアの実施状況別に見ると(表7-1-1)、小規模ケアを全入所児童を対象に実施している施設では「まったく

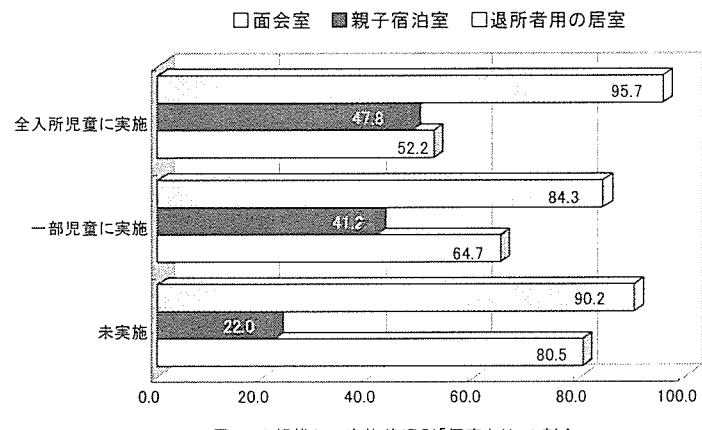


図4 小規模ケア実施状況別「個室あり」の割合

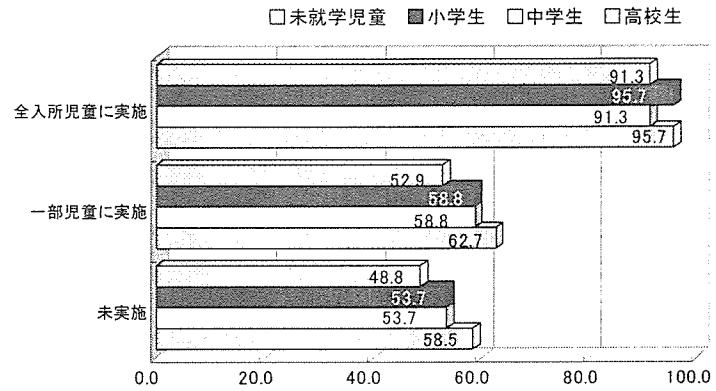


図5 小規模ケア実施状況子ども専用の食器ありの割合

く」「あまりあてはまらない」の合計が約 47.8%でこれを否定する割合が最も高かった。しかし、肯定も割合は少し低いが同程度あることから、小規模ケアを実施している場合も 1 人 1 人に十分な広さが確保できていない実態があるものと考えられる。一方、未実施の施設では肯定割合は 58.8%であり、半数以上の施設で 1 人 1 人に必要な広さが確保されていないことがわかった。

「寝室以外に自由に使えるスペースが少ない」については、全体では、肯定と否定が約 4 割ずつで拮抗している。先述のように、小規模ケアを実施している施設は未実施の施設よりも共同のスペース自体が少ない。また、施設自体に自由に使える共同スペースが少ないと考えられ、小規模ケアの実施状況によらず肯定については約 4 割と同程度であったが、否定は一部の入所児童を対象に小規模ケアを実施している施設に多いという特徴が見られた。

「子どもが 1 人になれる空間が少ない」については、全体では肯定が 6 割を超し、特に「かなりあてはまる」が 3 割を占めていた。小規模ケアの実施状況別に見ると、未実施の施設では 75.6%、一部の入所児童に実施している施設でも 7 割弱(68.7%)が肯定したのに対して、小規模ケアを全入所児童に対して実施している施設では、「あまりあてはまらない」と否定する意見が 4 割で他とは大きく差が開いた。

「浴室やトイレが混み合う」については、全体では肯定が 3 割強で否定の 47.9%の方が多かった。小規模ケアの実施状況別に見ると、未実施の施設と一部の入所児童を対象にしている施設はほぼ同じ割合であったが、肯定の割合が全入所児童を対象に実施する施設より多かった。

「家庭のような温かみのある空間が少ない」については、全体では、肯定の 3 割弱より、否定の 46.1%の方が多いが、小規模ケアの実施状況別に顕著な相違が見られた。全入所児童に対して小規模ケアを実施している施設では、否定は 8 割弱

(78.2%)に上り、肯定は少ない。入所児童の一部に對して小規模ケアを実施している場合は、否定の方が 43.1%と多いが、「どちらともいえない」という意見留保が 25.5%あった。未実施の施設では、否定が少なく、肯定と意見留保が同程度で 34%であった。

「施設の老朽化で、改善が必要な箇所が多い」については、全体では肯定が 44.3%で否定の 37.4%より多かった。小規模ケアの実施状況別にみると、未実施の施設では「かなりあてはまる」が極めて高く 43.9%、「ややあてはまる」をあわせると約 6 割であった。全入所児童を対象に小規模ケアを実施している施設では「ややあてはまる」の割合が 34.8%と高かった。当然、施設の建設年度とは関連がみられ、1990 年以降では肯定は皆無であった。

「子どもの私物や好みを採用しにくい」については、全体では、「どちらともいえない」の意見留保が 4 割で最も多く、次いで「あまりあてはまらない」の 35.7%が続いた。小規模ケアの実施の状況別には違いが見られ、全入所児童を対象に小規模ケアを実施している施設では、否定の割合が 65.2%と高く、実施していない施設では「ややあてはまる」が多かった(26.8%)。一部の児童を対象に実施している施設では意見留保が 51.0%であった。

「職員が子どもの行動を把握しにくい」については、全体では「あまりあてはまらない」が最も多く 45.2%、次いで「どちらともいえない」の 35.7%であった。小規模ケアの実施状況別に見ると、全入所児童及び一部の児童を対象に小規模ケアを実施している施設では、否定割合が 5 ~ 6 割と高く、未実施の施設では、意見留保が半数を占めた。

「子どもの年齢に対応した空間が整備されていない」については、全体では「かなり」「ややあてはまる」といった肯定が 4 割強、否定が 3 割強であった。この項目については、建設時期と関連がみられており、建設時期が 1990 年以降では否定の割合が 6 割を超して多かった。(小規模ケアの実施状況別に見ると、全入所児童を対象に小規模ケア

